

指定居宅療養管理指導

# 運 営 規 程



医療法人アガペ会



Family Clinic  
Kitanakagusuku

ファミリークリニックきたなかぐすく

(事業の目的)

第1条 医療法人アガペ会が開設するファミリークリニックきたなかぐすく（以下、『事業所』とします）が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当院の居宅療養指導従事者（以下、『職員』とします）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な指定居宅療養管理指導を提供することで、療養生活の質の向上を図る事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1) 事業所の職員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2) 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称：医療法人アガペ会 ファミリークリニックきたなかぐすく

所在地：沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場360番地1

T E L : 0 9 8 - 9 3 5 - 5 5 1 7

F A X : 0 9 8 - 9 8 2 - 0 7 0 8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- 1) 医師 1人以上

居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護支援事業者に対して居宅介護サービス計画の策定等に必要な情報提供、利用者や家族および主介護者等に対して居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

- 1) 営業日 月・火・木・金曜日。水曜日午前。第2・4日曜日
- 2) 営業時間 月・火・木曜日9時～17時30分。金曜日9時～19時。  
水曜日9時～12時30分。  
第2・第4日曜日9時～17時30分。
- 3) 休業日 水曜日午後。第1・3・5日曜日  
祝日、12月31日～1月3日

(指定居宅療養管理指導の種類)

## 第6条

- 1) 医師による指定居宅療養管理指導

(利用料その他の費用の額)

## 第7条

- 1) 利用料は、介護保険法により定める額とし、法定代理受領サービスとして提供された場合は介護保険法の定めによる利用者負担金の支払いを受ける。
- 2) サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者や家族および主介護者等に対し、別紙、重要事項説明書の文書を交付して内容の説明を行い、利用者様又は主介護者等の同意を得る。

(苦情処理)

第8条 指定居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

苦情に対する措置の概要については別紙、重要事項説明書にて説明するとともに、事業所内に掲示する。

(事故処理)

第9条 指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、家族および主介護者等、利用者担当の居宅介護支援事業者、市町村等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、事故状況等を記録する。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

## 第10条

- 1) 事業所職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2) 医療法人アガペ会は、職員採用の際、医療法人アガペ会の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する事を雇用契約の条件とする。
- 3) 運営規定は、事業所管理者が定める。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 ①北中城村 ②中城村 ③宜野湾市 ④沖縄市 ⑤北谷町  
その他の地域は相談に応じる。

付則 この規程は 平成29年08月01日施行する。  
令和05年10月01日一部変更。  
令和06年04月01日一部変更。